

福島特別プロジェクトセッション

新たな局面を迎えている福島の復興

The Reconstruction in Fukushima Facing a New Phase

(1)福島の現状および帰還、復興を進めるための課題と今後

(1)The present states and the issues toward future in order to accelerate a return of evacuee and reconstruction in Fukushima

*藤田 玲子

日本原子力学会福島特別プロジェクト

東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害の収束に、福島の地元の視点に立ち、学会の総力を結集して臨むものとして、日本原子力学会は、2012年6月に福島の住民の方々に寄り沿う活動をするために、理事会に直結する組織として“福島特別プロジェクト”を設立した。福島特別プロジェクトは福島の住民の方々が少しでも早く現状復帰できるように住民の方々と国や環境省との間のインターフェースの役割をすることを目的としてこれまで活動してきた。

福島は今年3月末で帰還困難区域を除いて避難指示が解除され、住民の帰還も始まった。しかしながら、放射線の影響に対する懸念や汚染物の中間貯蔵施設への移送、農産物の風評被害など多くの課題が残されている。そこで、福島の現状および帰還状況について紹介すると共に課題についてもまとめる。

① 除染について

平成24年1月1日に全面施行した“放射性物質汚染対処特措法”および同法に基づく基本方針により“除染特別地域（直轄地域）”と“市町村が除染を行う地域（非直轄地域）”に分けて除染が進められてきた。今年3月には直轄地域のうち、避難指示解除準備区域（1～20mSv/y）と住居制限区域（20～50mSv/y）の避難指示が解除された。帰還困難区域については5年を目処に復興拠点を設け避難指示を解除する方針である。しかしながら、帰還困難区域を一部を除いて全面的に解除するには汚染マップの再作成や森林の除染、また、今後の予算など多くの課題がある。

② 中間貯蔵施設および当施設への汚染土壌の移送について

中間貯蔵施設の建設予定地の住民の同意も以前に比べて進みつつあるが、未だに38.5%（H29.5）である。また、福島県では現在、汚染土壌を中心に汚染物が各市町村の仮置き場に約2000万m³保管されていると推定される。各市町村から土壌の中間貯蔵施設への移送が一昨年度から開始されており順次輸送量を増やしているが、今後まだかなりの年限がかかると推定される。

③ 帰還について

以前解除された川内村（H26.10.1 および H28.6.14）、南相馬市（H28.7.12）、葛尾村（H28.6.12）、楢葉町（H27.9.5）、田村市（H26.4.1）に加え、今年3月に国直轄地域のうち浪江町、富岡町、飯館村、川俣町の避難指示が解除された。しかしながら、帰還する住民の割合は川内村で約60%に対し、他の市町村では10%未満である。帰還しない理由は放射線の健康影響からインフラの未整備や各家庭の個人的な理由に変化してきており、国を含めた行政のリーダーシップが期待されるところである。

④ 農産物および海産物の風評被害について

福島県は農産物を生産する県であることから果樹の除染は事故の起きた2011年から積極的取り組み、現在、果樹や野菜、および全袋検査している米までセシウムは検出限界以下であり検出されていない。一方、海産物の漁業については福島第一原子力発電所に近い漁協では試験操業が続けられており、正式には出荷されていない。また、最近では農産物の風評被害が少しずつ少なくなってきた。

いるが卸値が低く抑えられていることや消費地での風評被害などの課題はなかなか払拭されていない。

これらの課題に福島特別プロジェクトとして今後どう取り組むかについて討議したい。

* Reiko Fujita, The Support Project for Fukushima of AESJ